



生命保険で相続対策?



お昼の「テレビ番組でやっていた『相続と生命保険・特集』に、すっかりはまってしまった、さゆりさん。いつもの喫茶店でいつもの友達に話したところ、その話題で、大盛り上がり。となると、やっぱりこの人、伊藤先



いとう・りょうた(伊藤亮太)
スキラージャン副社長。CFP®、DC
アドバイザー、証券外務員資格など
証券会社勤務後、2007年11月に
独立系FP会社スキラージャンを設立。
マネー・ライフプランニングの提
案、保険の見直し、FP受講座講師
など多方面で活躍。資産運用や保険
などに関する書籍も多数執筆

FP 伊藤亮太のサイト
<http://www.ryota-ito.jp>
スキラージャン
<http://www.skirr-jp.com>

さゆり ねえ、なんか相続には生命保険がいらしいんだって！

恵規 そういえば、この前、家に来た保険の外交員の人も、そんな話していたわよ

真由美 ふーん。実際、どうなのかしら、ね、先生。

伊藤 また僕の出番みたいですね。

みなさんがあつしやる通り、生命保険は病気や死亡に備えて加入するのが一般的ですが、実は相続対策にも非常に有効なんですよ

恵規 どう優れているんですか？

伊藤 まず、非課税枠というものがあります。被相続人が亡くなり、死亡保険金を受け取った場合、「500万円×法定相続人」の数で計算かりません。たとえば、法定相続

人が2人であれば、500万円×2人＝1千万円分の死亡保険金は非課税になります。つまり、非課税枠分の保険金額を準備しておくことで、その金額に関しては相続税が課されないわけです。

すか?

合に適用されます。死亡するタイミングは誰もわかりませんから、通常は生涯の保障が続く終身保険に加入するのが、相続対策としては有効でしょう。ただ定期付終身保険のように、若いうちは保障が大きいものの、途中から保障が小さ

ない可能性がありますので、保障額を考慮して終身保険に加入されることをおすすめします。あとは、通常80歳までしか保険に加入できない点や、健康状態によっては加入できない場合がある点にも注

意しておく必要がありますね
真由美なるほど

伊藤相続のケースにもあります。たとえば自宅がもっとも高額な相続財産だとしましょう。相続人が3人いたとする、どういうふうに分けますか?

伊藤 節税という観点でみてみると、親が子どもに現金を贈与し、子どもがその現金で親を被保険者とする生命保険に契約する方法も有効です。贈与した現金分、相続財産が目減りするので、支払う相

なるんです。受け取った保険金は納税資金として活用することもできますよ。

さゆり 生命保険はいろいろ活用できるのね。でも私の場合って、何か相続財産があつたかしら？

相続対策に生かす 生命保険の活用例

⇒終身保険を活用する
⇒保険金額は、「500万円×法定相続人の数」で計算される金額をフルに活用

⇒長男は自宅を受け継ぎ、他の相続人は生命保険金を受け取ることで解決

⇒不動産など換金が難しい財産を相続するところがわからっている場合などの生活資金確保に